

非課税期間終了にかかる年またぎの購入・解約についての確認事項

京都信用金庫

平素より当金庫をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

非課税期間終了にかかる非課税口座（一般NISA・ジュニアNISA）における投資信託の年またぎの購入・解約にあたりまして、ご確認いただきたい事項を以下に記しましたので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

ご確認いただきたい事項

1. 非課税口座での年またぎの購入

- (1) 非課税口座（一般NISA・ジュニアNISA）での購入のお申込を本年中に行っていた場合でも、受渡日（基準価額決定日[※]の翌営業日）が翌年となる場合（以下「年またぎの購入」といいます。）、翌年の非課税投資枠を使用します。

※ 銘柄ごとの基準価額決定日は、目論見書をご覧ください。

- (2) 非課税期間が終了する投資信託を翌年の非課税口座（一般NISA・ジュニアNISA）へ移管（以下「ロールオーバー」といいます。）する場合、年またぎの購入よりもロールオーバーを優先して翌年の非課税投資枠を使用します。

よって、年またぎの購入を行った投資信託の約定金額が、翌年のロールオーバー分を控除した非課税投資枠を超過する場合、当該超過分の購入は課税口座または課税ジュニアNISA口座（当金庫に特定口座を開設している場合は特定口座、当金庫に特定口座を開設していない場合は一般口座）で行われます。

【投信インターネットサービスをご利用のお客さまは、以下(3)もご確認ください】

- (3) 投信インターネットサービスをご利用の場合、本年12月25日より、「資産管理」-「非課税口座枠・残高照会」画面上の「非課税枠・非課税残高の状況」欄に、翌年の非課税投資の余裕枠が表示されますが、年内の表示については、ロールオーバーによる非課税投資枠の使用は考慮されません。

そのため、ロールオーバーを選択されているお客様が年またぎの購入を行う場合、非課税投資の余裕枠が表示されていても、年またぎの購入を行った投資信託の約定金額が、翌年のロールオーバー分を控除した非課税投資枠を超過する場合には、当該超過分の購入は課税口座で行われます。

2. 非課税口座での年またぎの解約

- (1) 非課税期間が終了する投資信託について、解約のお申込を本年中に行っていた場合でも、受渡日（解約代金入金日）[※]が翌年となる場合（以下「年またぎの解約」といいます。）、以下のような取扱いとなります。

※ 銘柄ごとの受渡日は、目論見書をご覧ください。

イ. ロールオーバーを選択された投資信託を解約する場合

ロールオーバー後の受渡しとなるため、翌年の非課税投資枠を使用したうえでの解約となります。

ロ. 課税口座または課税ジュニアNISA口座への移管を選択された投資信託を解約する場合

課税口座または課税ジュニアNISA口座への移管後の受渡しとなるため、解約価額が取得費（移管時の時価（本年12月末時点の時価））を上回る場合、その差額（譲渡益）について課税されます。

- (2) 課税口座または課税ジュニアNISA口座への移管を選択された投資信託の年またぎの解約を行う場合、解約代金の入金後に、源泉徴収等にかかる引落としまたは還付金の入金を行う場合があります。なお、解約代金の入金後に源泉徴収等を行う場合であっても、普通預金払戻請求書等のご提出はいただきません。

【投信インターネットサービスをご利用のお客さまは、以下(3)もご確認ください】

- (3) 課税口座への移管を選択された投資信託の年またぎの解約を行う場合、投信インターネットサービスの「お預り資産一覧」画面（解約の際に使用する画面）上の「口座」欄が解約申込時点で「非課税」となっていますが、翌年、課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約に伴う譲渡益について課税されます。

※ 非課税口座内の勘定年毎の投資信託の残高（本年末に非課税期間が終了する投資信託の残高）は、「資産管理」-「非課税口座枠・残高照会」より照会することができます。